

座 談 会

これからの化学物質管理 — 安衛法の改正をめぐって —

- 化学物質規制の現状
- 改正の背景
- MSDSの義務化
- 自主的管理指針の公表
- 改正に関連した施策
- 日化協のこれまでの活動
- メーカーからの見方
- 流通段階での責任問題
- 自主管理指針の内容
- 評価される予防医学的な行政方針
- 義務化は民事請求権の発生
- リスクアセスメント型の対応
- 難しいユーザー側での人材育成
- 外部専門家の必要性
- 有害性周知の重要性
- メーカー・ディーラーの役割
- ハザード情報の内容
- コンサルタントへの期待
- 第二世代への出発点

出席者

木村 嘉勝 労働省労働基準局安全衛生部
前・化学物質調査課長

有藤平八郎 労働省産業医学総合研究所
企画調整部長

合間 敬三 (株)日本化学工業協会 化学物質
総合安全管理センター部長

森 晃爾 労働衛生コンサルタント
エッソ石油(株)・ゼネラル石油(株)
医務・産業衛生統括マネージャー

(司 会)

毛利 哲夫 労働安全衛生コンサルタント

毛利 本日は、先生方、お忙しいところをありがとうございます。

きょうは、今回成立しました安全衛生法の改正をふまえた「これからの化学物質管理」と題する座談会を始めさせていただきます。

最初に木村課長のほうから、今回の法改正の概要について、お話をお願いいたします。

化学物質規制の現状

木村 私のほうからおさらいも含めまして、大きく3つの点についてお話しします。

第1点は、現在、労働安全衛生法で化学物質管理がどのような体系になっているかということが第1点です。第2点は、今回の労働安全衛生法の改正はどのような背景で行われて、どのような改正があったのかということ、第3点は、今後の行政がどのように展開していくかと、この大きく3点についてお話ししたいと思います。

まず最初に現行法における化学物質の規制の現状について、図を用意いたしましたので、この概念図に沿って説明します。

図の上のほうを見ていただきますと、化学物質が4つに分かれています。左の方から、「有害性が極めて高い化学物質」が9物質、次に「有害性が高い物質」が108物質、「有害性調査が未実施とか、有害性の調査されているが評価が未定」などの化学物質が約5万物質ぐらい、そして「有害性がない」、例えば、プラスチックのようにもう固まってしまっていて有害性がないもの、この4つに分かれるわけです。

有害性がないものについては、規制する必要はないわけですので、この3つについて話したいと思います。

まず有害性が極めて高い化学物質の9物質ですが、これにはベンジジンなどが該当するわけですが、法第55条によって、製造や使用が禁止されています。

それから、次に「有害性が高い」108の物質につ

きましては、有機溶剤中毒予防規則とか、特定化学物質等障害予防規則などの特別則で、作業環境測定とか、健康診断などが義務付けられています。そのうちの91物質が法第57条でその名称の表示が義務付けられておりますし、さらにPCBなどの7物質につきましては、製造の許可制度というのが取られています。

右の欄の「有害性調査が未実施と、有害性の評価未定等」の約5万物質につきましては、これは仮に一般の化学物質という表現させていただきますと、法第58条に基づき、事業者自らが文献調査などによって有害性の調査を行い、その結果に基づいて事業者自らが創意工夫をして労働者の健康障害防止のための措置を講ずることが努力義務ということ でなされています、これが現状の法制的概要です。

~~~~~

## 改正の背景

~~~~~

木村 次に、今回改正いたしました労働安全衛生法の改正点であります。この改正点の背景をお話したいと思います。

化学物質をめぐる政府全体の課題と、労働省が抱えている、労働現場の問題と、この2つに分けてお話をいたします。

1つは、化学物質をめぐる政府全体の課題としましては、まず和歌山の砒素中毒事件とか、アジ化ナトリウムの事件とか、それから青酸カリの事件と、有害な化学物質が犯罪者に渡っていることです。それによって犯罪が発生したということが大きな社会問題になったわけです。

そうしますと化学物質の製造者、販売者、使用する事業場における化学物質の適正な管理の実施というのは、国民の危機管理の問題ということになります。

総理府では、内閣官房副長官を座長とする関係省庁の局長で構成する毒物劇物対策会議が設置されまして、その対策会議において各省庁の役割が分担されたわけであります。



毛利哲夫氏

労働省は、事業場が化学物質の管理を厳格に行って、事業場からそういう有害な化学物質が持ち出されないようにする役割が求められているわけであります。これは政府全体の問題であります。

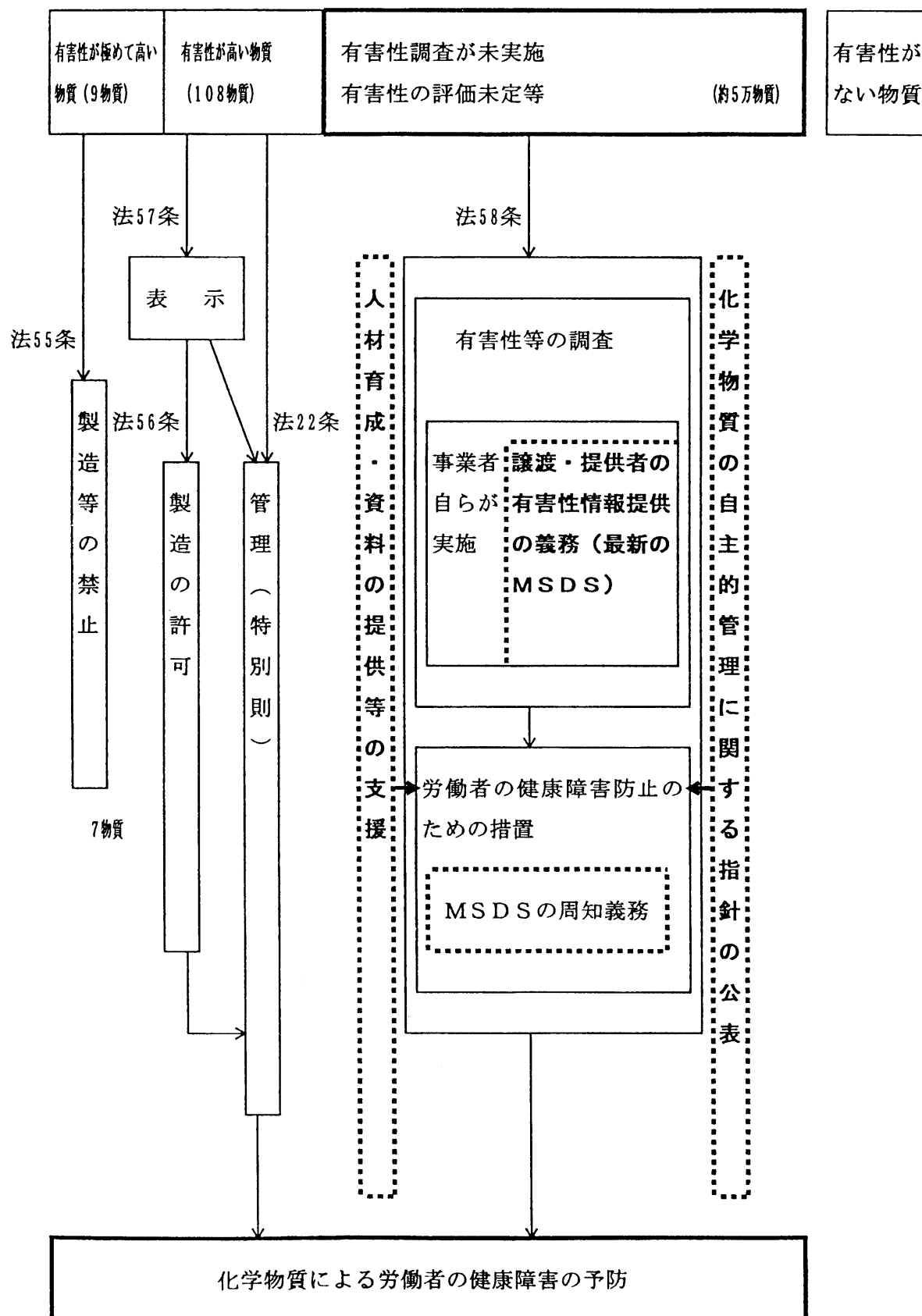
次に労働環境、労働現場における課題としましては、労働省の化学物質調査課で具体的に把握している化学物質の数は約5万種類あります。毎年500ないし600の新しい化学物質が労働大臣に届けられており、労働現場で使用されているわけであります。

労働現場では、いろいろな化学物質に囲まれて働いており、急性中毒で重症、あるいは死亡したり、知らず知らずのうちに多くの労働者の健康に影響を受けているということであります。

事業場における化学物質の管理は、さきほどお話ししましたように、117の化学物質というものを規制しておりますけれども、これ以外の化学物質については、法58条において、事業者自らが有害性の調査を行って、その結果に基づいて労働者の健康障害を防止するための必要な措置を講ずるよう努めるということが規定されておりますが、これらの未規制の化学物質につきましては、十分に機能していない状況にあります。特に中小企業ではその能力もノウハウもないということで、非常に困難な状況になっている、こういうような背景がありました。

そこで、これに対処するために、今回の労働安全衛生法の改正を行ったんですが、その内容について経緯をお話いたします。

労働安全衛生法における化学物質管理の体系



労働省では、労働安全衛生法の改正を国会に上程したところでありますが、去る5月14日に全会一致で参議院で可決成立し、平成12年の4月1日から施行されることになりました。

もう一度この図を見て下さい。この図の中ほどに、有害性等が未評価の物質の下にある法58条のところの4ヵ所の部分に破線がしてありますが、この部分が今回法改正になったところです。



木 村 嘉 勝 氏

MSDSの義務化

木村 1つ目は、中央の四角の箱の破線で囲んである「譲渡・提供者からの有害性の情報……」と書いてある部分であります。

本来、事業者が自らすべての化学物質の有害性等の調査を行うことが努力義務となっておりますが、さきほど述べましたとおり、現実の問題として、大企業はともかくも、中小企業においてはこれを実行することは大変困難な状況にあります。

そういうことから、化学物質の譲渡・提供者にMSDS、これは化学物質など安全データ・シート、簡単に言いますと化学物質の安全な取り扱い説明書ということですが、法57条の2の第1項として、新たに義務付けられたわけでありす。

MSDSの提供は努力義務ではなく、義務化ということであります。

MSDSの対象の化学物質についてお話ししますと、労働省が考えておりますのは、法57条に記載されています表示化学物質が91あるんですが、その91の化学物質と、日本産業衛生学会や、ACGIH、米国労働衛生専門官会議がリストアップしている約1000種類の化学物質を考えております。

この1000物質以外の化学物質につきましては、平成4年の労働省告示の「化学物質等の危険有害性等の表示に関する指針」に基づきまして、譲渡・提供者が判断し、またユーザーの請求によりMSDSを提供していただくということは従来どおりであります。

したがって、1000物質のMSDSをやればいいという話ではなくて、有害性のある化学物質につきましては、すべてのMSDSを出していただく。それは譲渡・提供者の自らの判断と、ユーザーとの関係ということになります。そのうちの1000物質のMSDSにつきましては、義務化したということであります。

また、「最新のMSDS」というのが書いてありますが、MSDSはそのデータが古くなりますと役に立ちません。したがって、MSDSの内容は最新のものであるということが非常に重要でありますことから、その変更のMSDSを速やかに譲渡・提供した相手方に通知するということが努力義務化されたわけでございます。

自主的管理指針の公表

木村 MSDS関連の2つ目につきましてお話ししますと、破線の右側にありますが、「化学物質の自主的管理に関する指針の公表」と書いてある部分であります。

先ほど話しましたとおり、法58条により事業者が自ら行った有害性の調査、または譲渡・提供者から得た有害性の情報によって、労働者の健康障害防止のための措置を講ずる努力義務があります。

基本的には、そのための努力というのはユーザー自らが行わねばなりません、実際はどうし

ていいかわからないということでもありますから、右の破線部分の「化学物質の自主的管理に関する指針の公表」と書いてありますように、国が化学物質管理の指針というものを示して、事業者が行う化学物質の管理の参考としていただこうということで、58条の第2項が新設されたわけであります。

3つ目は、左の破線の部分、「人材の育成、資料の提供などの支援」という部分であります。国はこれらの化学物質の管理を行う場合の人材の育成とか、資料の提供、それから困った場合の相談体制の整備をしまして、化学物質の適切な管理を行うとする意欲のある事業場を支援していこうというものであります。これは新しい法第58条の第3項ということになります。

4つ目は、中央の四角の箱の中で書いています下のほうですが、「労働者の健康障害防止のための措置」というのが真ん中頃に書いてありますが、その下に点線の破線で四角で囲っています「MSDSの周知義務」というのがあります。譲渡・提供者から通知されたMSDSが事業場の中で生かさなければならない。要するに、譲渡・提供者から受けたMSDSが現場で働く一人一人の労働者まで周知されることが非常に重要になるということです。

そのためには、このMSDSを関係事業場の見やすい場所に常時掲示するとか、その他のいろいろな方法があると思いますが、要するに労働者一人一人に周知していただくということが、法第101条第2項で義務付けられたわけです。

このように、破線で囲った4つの部分が今回の法律改正の部分です。

改正に関連した施策

木村 今後の労働省の施策の概要ですが、これからは市場原理の社会、自己責任の社会がこれからの方向であると思います。そういう社会におきましては、事業者とか、労働者が、自分が扱っている化学物質が何であって、どのような特性を

もっており、その防護対策はどうしたらいいか、緊急の場合はどうしたらいいかという情報を知ることが化学物質対策の基本であります。化学物質の管理を行う意欲のある事業者が、管理を適正に行えるように、今回の労働行政としては施策を展開していきたいと思っております。大きくわけて6つの対策を考えています。

1つ目は、人材の育成ですが、MSDSを適正に作成していただく人だとか、それを事業場で活用する人を養成していきたいということで、具体的な方法については、検討中ですが、人材の養成研修のようなものと考えていきたいと考えています。

2つ目は、相談窓口の設置ということで、これにつきましても検討中ですが、各都道府県の産業保健推進センターの活用も視野に入れつつ、中小企業等の相談に適切に対応することを考えていきます。

3つ目は、MSDSの記載例の作成だとか、MSDSの質の管理で、なるべく品質の高いMSDSが世の中に出回るように、国自らも対応をしていきたいということでもあります。

4つ目は、MSDS等の情報提供は中央労働災害防止協会に安全衛生情報センターが設置されましたが、その安全衛生情報センターのコンピュータ等を使って広くインターネット等でも提供できるようにしていきたいと考えております。また、各事業所、業界から自分のところのMSDSを中災防のインターネットに載せたいという要望がありましたら、それについてもなるべく載せるような方向で進めていきたいと思っております。

5つ目は、MSDSの化学物質輸送業者への提供の促進ということで、タンクローリー等により、化学物質を運ぶときのイエローカードが日本化学工業会の指導で促進されておりますが、それと合わせてMSDSが輸送業者に渡せるように指導していきたいと思っております。

最後に6つ目ですが、MSDSを提供しないとか、それから虚偽のMSDSを提供している譲渡提供者に対しましては、従来から行って成果をあ

げている有害物資の表示通報制度というものを改正し、MSDSをこの通報制度に取り入れていきたい。例えば、鹿児島でMSDSが提供されていない化学物質が見つかったとか、虚偽のものがみつかったとかの場合、その製造業者が東京であったときは、鹿児島労働基準局と東京労働基準局と連携し、東京労働基準局のほうにお願いして、その業者を是正していただくというような全国ネットワークを行政として作っていきたいと思っております。

また、そのMSDSが提供されていない、どうしても提供しないとか、それから記載に重大な誤りがあるけれども、行政の再三の指導についても従わないという事業者につきましては、労働災害防止の観点から、関係業界に対しまして、その商品名、企業名を知らせて注意喚起をしていくことを考えています。

例えば、ある化学物質が〇〇工業会のようなところに使われているものなら、〇〇工業会にどこどこ化学物質のこういう商品にはMSDSがまちがっているとか、提供していないということで、そこから傘下の事業所に知らせていきたいと考えております。

以上、簡単ですが、説明いたしました。

毛利 ありがとうございます。

今回の法改正の全体についてお話をいただいたわけですが、最初に、合間さんからこの改正をどう受け止められるのかお話をしたいと思います。

日化協のこれまでの活動

合間 日本化学工業協会（日化協）の合間でございます。

数年来、MSDSの関係を担当している者でございます。

そもそもわが国におきましてMSDSがスタートしたのは、私も日化協が、十数年前からモデルを作って自主的に運用してきました。非常に積極的にMSDSを採用する会社もあれば、ほとん



合間敬三氏

ど何もやらない会社もあったわけです。

当時を振り返ってみますと、平成3年の時点で、標準的なモデルを作ろうではないかということになり、『製品安全データシート作成ガイドブック』を出版しました。

国際的にはICCAと申しますけれども、国際化学工業協会協議会が設立され、各国の化学工業協会が世界レベルの会合を持つようになりました。

そこでMSDSについては言葉の問題があって記載されている内容がバラバラではいけないということで、1つの様式にまとめようという合意ができました。これが1992年でございます。その後、この合意事項をもちましてILOに条約化を呼びかけたのがICCAでございます。これが通称化学物質条約という170号条約ですけれども、この条約ができて、内容的には産業界の合意事項と一致した結果となりました。

その後、国内の話は、ちょっと後回しにしまして、国際規格ISOの話をしていただきます。すでに規格化されておまして、これはあまり有名ではございませんけれども、ISO 11014-1と申します。

ILO条約ができて、労働省はじめ、厚生省、通産省で行政指導という形で告示が出されたのが平成4年と5年でございます。

この間、われわれ日化協としましては、それぞれの省庁に対応する別々なMSDSは困ることでございますので、「1つの形を作ろうではないか」

ということで、平成4年に『製品安全データシートの作成指針』というものを作り上げまして、これに基づいて全国展開といいますか、啓蒙普及活動をこれまでやってきたわけです。

行政指導プラス産業界の自主活動ということで行われてきたわけですが、ここ数年にわたる、さきほどの木村課長のお話にありましたように、いろいろな事故が相変わらず起きているということで、私ども非常に感謝しておりますけれども、この労働安全衛生法の改正に関係しまして、昨年、事前にいろいろご相談に参加させていただきました。法制化止むなしということで対応させていただきましたけれども、今回、法律が成立して来年から施行されることになったわけです。

われわれは、デスクに座ってしまして、電話に対するMSDS及びその関連の問い合わせが毎日数件ございます。私はすでに5年目になりますけれども、相変わらず似たような問い合わせがございいます。

MSDSについての問題というか、非常にわかりにくく考えられているところは、いったいMSDSとは何なのかということです。MSDSの最大の目的は何なのかという辺りが非常に誤解を受けているように私は感じられてなりません。

というのは、基本的にはMSDSは16の項目がありますが、その中で成分組成にのみ非常に関心を持たれている方がございます。

MSDSというのは、基本的には労働災害防止、あるいは環境の悪化の防止、火災爆発の防止といったことですが、いったいその化学製品がどこが危ないのか、どう使えば安全なのか、かなり乱暴に扱ってもこの部分は大丈夫だといったことが明確に分かること、それが最大の目的かなと日頃感じております。そういう最大の目的を度外視して、ある部分だけに注目されているという方がおられるというのは、残念なことでございます。

メーカーからの見方

合間 それで今回、労働安全衛生法改正が成立しましたので、私どもがこういうふうを考えているということをちょっと述べさせていただきたいと思います。

まずメーカーというのは、利益が出なければ何にもなりませんので、それに関係する人員コスト、すなわち間接部門を減らそうという方向を非常に模索しております、実際にも減ってきているというのが実態かと思っておりますけれども、今まで行政指導プラス自主活動という中でやられてきた部分が、法制化ということで、少しストップがかかるのかなという期待を持っています。

それからMSDSのいわゆる有害性情報提供の義務化ということで、ユーザー側の意識が向上するんじゃないか期待しております。単に受け取ってファイルしてしまっておいて、何も活用されていない、ということがかなり減ってくるのではないかと。

これについてもいろいろ指導がなされるかと思っておりますけれども、まずユーザーの意識が向上するのではないかと思います。それから、当然ながら提供する側のメーカーでの徹底もされるのかなという感じがします。

ただ、私どもが望むのは、行政としての運用です。法律の運用に関して、あまりこれは義務なんだからこうだこうだということではなくて、弾力的に運用していただけたらという感じがするわけです。

それから話がバラバラになってしまいますけれども、MSDSを作る立場の人、それをユーザーに渡す立場の人、新しい情報があつたときの最新のMSDSに書き直す立場の人、それを受け取る側の人、受け取ったものをそれを取り扱う現場に回送する立場の人、それから現場で渡されて、取り扱う労働者に徹底するというか、教育する立場の方、それからそれを実際に取り扱う労働者とい

う、いろいろな立場の人がございます。これが総合的に動いていく必要があると思いますので、この辺の仕組みづくり、さきほど木村課長が言われました人材育成なり、相談窓口なり、質の向上などの、こういうもろもろの問題も合わせて、これからいろいろ大変ではないかなという感じがするわけです。

それから、私ども日本化学工業会には、化学製品データベースというのがございまして、現在、約30万製品のデータが入っております。

これは一般公開していますので、製品名、あるいはそこに含まれている化学物質やC A S 番号が分かれば、そこから調べていくことができます。残念ながらこれを調べてメーカーがどこかまでは分かるんですけども、それ以上の部分はあまりできていません。今後、各社の各メーカーなり商社とこれをつなげることを考えています。できたら各社のM S D S のページに直接、例えば硫酸を引いた場合に、Aという会社につながったらそのAの会社のホームページの硫酸のM S D S のページへ飛ぶといった仕組みづくりを今後志向していきたいと思っております。労働省の有するデータとのリンクも今後目指していきたいと考えております。

ちょっと話がざつくばらんになってしまいましたけれども、今後、いい方向に向くかなという感触を申し上げたいと思います。以上です。

毛利 ありがとうございます。

かいつまんでいいますと、国際的な流れ、それを踏まてのレスポンシブル・ケアなどの日化協の自主的にやってきた動きなど、今度の法改正によって、ますます促進されると受け取ってよろしいでしょうか。

合間 そうですね。基本的に私どもは法があらうとなかろうと自主的にはやっております。

できたら全製品について作り上げて提供していくという方向を目指したいと思っておりますけれども。というよりも、そういうふうに指導していきたいと思っております。



有 藤 平八郎 氏

流通段階での責任問題

毛利 メーカーのほうはかなり意識が高くて、すでにかなり浸透はしているわけですが、ユーザーのほうでは、まだ遅れている部分があるという状態でしょうか。

合間 いえ、そうではなくて、ユーザーが遅れているということではなくて、逆にユーザーのほうが進んでいる場合もあります。

問題は、その途中ですね。流通の関係する業者さん。ですから商社とか、販売店とか、その流通の卸店とか、その辺で話が途切れているといった場合があるかと思います。

毛利 それと中小企業ですね。

合間 そうですね。いわゆる言葉は悪いですが、でも、“まぜ屋さん”とか。

木村 そうですね。譲渡・提供者は、メーカーである場合もあるし、“まぜ屋”である場合もある、問屋である場合もあります。Aという問屋がBという問屋に売ったときに、M S D S が付いていない場合は、Aという問屋がその労働安全衛生法の義務を果たしていないということになります。

労働基準局の職員が、ある会社へ行ってM S D S が掲示していないのを見つけたとします。これはどうしてかと聞いたら、そんなものはもらっていないという話になるとします。M S D S をもらっていないというのは、その化学物質を売った

ところがMSDSを出していないとします。そうするとMSDSを出していないところが安衛法違反になります。それは問屋がくれないなら、その問屋も違反になる、そういう話になります。

ところが、今度メーカーはMSDSを出したとしますと、メーカーはそこで義務を果たしたということになります。化学物質の流通の段階で、A問屋からB問屋に渡ったときにあるA問屋が、次のB問屋に渡していない場合はA問屋が安衛法違反だということになります。ユーザーという化学物質の川下から追っていくという形になります。

それからもう1つは、さきほど話になったとおり、58条により化学物質の自主管理をきちっとやるためにハザード情報がどうしても必要であるということです。MSDSをもらわなかったといった事業者につきましては、その化学物質の有害性等の情報を自分で調べてくださいということになります。

だから結局は、MSDSを貰えばその分だけユーザーの努力義務が免除される。ここの図に書いています自らが調査というところが少なくなるということです。そういうことですので、流通の問屋さんとか、“まぜ屋さん”とか、そういうものも当然ここの安衛法がかかってくるんだということを説明しておきます。

自主管理指針の内容

毛利 有害性の情報の提供ということは、今までのお話のように、大変強化されるわけですが、さきほどの合間さんのお話のように、その情報をどう有効に現場で使っていくかということが次の課題になると思います。

そこで、この図の「自主的管理に関する指針の公表」ということに話題を移すことにします。

この指針というものについて、どう受け取るか、引き続き合間さんいかがでしょう。

合間 法律上、国が管理指針を作ることになっておりまして、労働省で考えられている内

容というか、柱を考えてみますと、1番が「管理計画の策定」ということで使用実態の把握とか、緊急時の対策をどうするかとか、場合によっては避難訓練を進めていくとか、その職場にとってまったく今まで取扱ったことのない新しい物質を使用するときはどういう手順をふんで進めていくかとかいったこの計画の策定部分、これが1番目です。

2番目に推進体制ということで、MSDSを含めて、管理体制、あるいは管理責任者、スタッフや外部の専門家の導入といったことで、その推進する体制を整え、その規定をつくり、教育をし、きちっと有害性情報を周知させるための仕組みというか、体制を整えるといった部分が2番目にあります。

次に実際の管理の実施ですけれども、MSDSの提供を受ける部分と、事業者自らが実施すべき情報の収集ですね。それから取り扱い管理規定を作るとか、使用実態をきちっとするとか、最近、中小企業については、よく言っていますけれども、自分たちが取り扱っている化学物質はいったい何があって、どれだけ使っていて、それはどこに保管してあって、MSDSはどうなっているかということを一覧にすべきであると言っていますけれども、そういったことも含めた実態の把握ということがあります。

それから当然、計画を立て体制を整え実際に行ってきたけれども、それでいいのかという見直し部分ですね。国として支援体制を整えるということで、人材育成・資料の提供等の支援という部分がございます。ここに有効な支援という部分が、さきほど木村課長が言われました人材育成だとか、相談窓口を作るとかいったことがここに入るかと思っています。

こういったこの指針に関係して、中災防に化学物質管理指針検討会ができますので、そこで産業界としての意見も反映していただいて、実際に事業場における管理がうまく進むことに役に立つ指針にしていただければ非常にわれわれとしてはありがたいと思います。

毛利 木村課長のほうからお考えをお話しいただけますでしょうか。

木村 化学物質は、もう5万種類を超えているわけですから、その化学物質1つ1つについて、その法律で規制することは、非常にむずかしい。化学物質を法律で規制するときまでには多くの被害が出ているということですから、これからは予防が非常に重要になってくるわけです。そのためにはやはり自主管理、行政にとっては促進行政といえますか、規制行政ということも必要ですが、それ以上に、これからは、自主的にやっていただく促進行政というのに重点を置いていかなければいけないというように思っております。

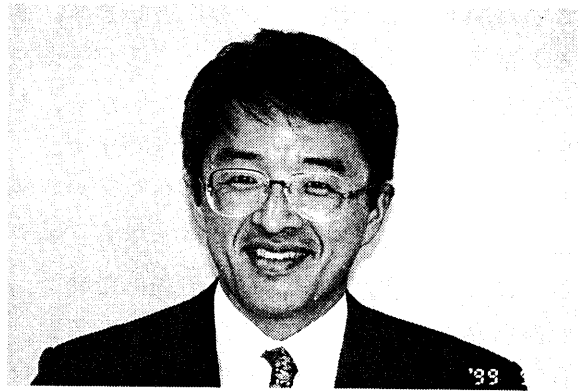
この化学物質の取扱い現場を一番よく知っているのは現場の人たちですから、そのメーカーとか、コンサルタントもいますが、そういう人たちの意見を聞きながら、どうしたらよく自主管理ができるだろうかということを検討し、自ら化学物質の適切な管理を行ってほしいというように思っております。

このMSDSも、MSDSを提供することが行政の目的ではなくて、ハザード情報がなかったら事業場における自主管理はスタートできません。自主管理をするためにはどうしてもハザード情報を必要とします。国は、化学物質マネジメントシステムですが、そういう指針を示す必要があるし、その支援もしなきゃいかんということであります。

法律上は、ハザード情報であるMSDSを提供していただくということと、もう1つは、そのハザード情報を1人1人の労働者に周知すること、この2つだけを義務付けていこうということです。

指針の問題とか支援の問題は、そのどう言いますか、そういう義務ではなくて、どちらかというと、こうしてくださいという促進を、もうちょっと柔らかい形です。これからは各企業が責任をもって自主管理を行うというのが、今回の法の趣旨だというふうに思います。

管理指針につきましても、こういうことを踏まえまして、化学物質1つ1つをどうしたらいいか



森 晃 爾 氏

というよりも、化学物質管理のマネジメントシステムというような側面を前へ出していただくというように思います。

評価される予防医学的な行政方針

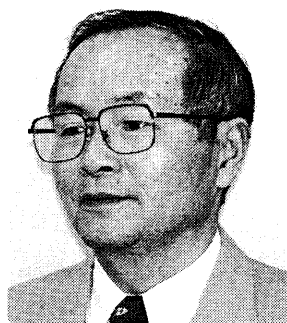
毛利 ありがとうございます。それでは次の話題に移りましょう。ハザードに関する情報が現場に行きやすくなるのに伴って、それをどう活用するかは、作業現場の問題になります。その辺りがどうあるべきかというところを、今度は有藤先生からお話をお願いします。

有藤 私は労働衛生研究所と産業医学総合研究所で産業中毒の研究に従事してきました。労働省の直轄研究所の研究員として有害化学物質管理に関連した研究に携わってきましたが、只今、木村課長が今回の安全衛生法改正を体系的に説明してくださいまして、安全衛生法改正の意義および法改正の中心であるMSDSと産業中毒学との関係について研究者として思いを巡らしておりました。末端（下流）における労働現場でのMSDSの活用と先端（上流）におけるMSDS関連のハザード情報について発言させていただきます。

作業現場でのMSDSの活用に関する問題については、私にとって印象深い出来事があります。2年前に、労働省化学物質調査課の依頼を受けて、気仙沼の蟹加工食品工場の急性中毒事故を調査したことがありました。原因不明の有害化学物質に

よって約50名の女性従業員が“目の痛み”などの角膜障害を被災する労災事故があり、東北大医学部の佐藤洋教授とともに現地調査をしたわけです。

被災作業現場には塩素系の殺菌剤、工場床の修理に用いたアクリル系化学物質の他に2～3種類の有害化学物質が存在し、眼球障害と



原因化学物質との関係を文献検索しましたが、蟹加工工場で使用している化学物質のMSDSを入手することは非常に困難であったことを記憶しております。もちろん、工場内にはMSDSなどは備え付けてありませんでした。中小企業の蟹加工工場ではこの様な例はざらにあるかも知れません。とりわけ中小企業では、使用している化学物質のMSDSは活用されていないという印象を持ちました。

私たち研究者も、ACGIHのTLV表とその数値の根拠を記載したドキュメンテーションおよび産業衛生学会の許容濃度表とその理由書をよく参照しますが、いままであまりMSDSを活用したことはありませんでした。有害化学物質を譲渡・提供する企業がMSDSを作成する際に、大企業ではスタッフも完備していますが、中小企業ではMSDSを作成する人的資源の確保あるいはハザード情報入手に問題があると思います。先ほど、合間さんから“有機溶剤のまぜ屋さん”の話がでましたが、有害化学物質を譲渡・提供する中小企業がMSDSを作成することを助力し、かつ中小企業の作業現場で有害化学物質を取り扱う労働者がMSDSを活用することをバックアップする助成システムが必要となってきます。産業保健推進センターとか地域産業保健センターは中小企業におけるMSDSの普及に積極的に関与できる組織となり得ると期待されます。

的確なハザード情報を生み出し、それを普及する機関として、産業医科大学や産業医学総合研究所があります。両機関の研究成果と成果の普及・啓蒙活動が期待されますが、日本産業衛生学会の産業中毒

関連分野の研究と学術的啓蒙活動は、MSDSを作成し、また労働現場でのMSDSを活用する際に、大きな力となると思います。産業衛生学会には、産業医と衛生管理者などの多くの労働衛生スタッフが会員となっていますし、学会の許容濃度委員会は有害化学物質の許容濃度を勧告しています。

MSDS関連のハザード情報に関しては、今回の安衛法改正によって、約1000種類の化学物質を対象としてMSDSの作成が化学物質の譲渡・提供者に義務づけられるということは、有害化学物質の産業中毒研究に従事している研究者にとっても、画期的な出来事です。おそらく約1000種の化学物質はACGIHのTLV表、ドイツのMAK表、産業衛生学会の許容濃度表に記載されている多くの化学物質を含むと思います。

労働現場でMSDSが活用されれば、現在年間200～300件発生している化学物質による急性中毒事故をさらに減少させることができると期待されると同時に、MSDSに盛り込むハザードとリスク情報の質も問題となってくると思います。有効な有害化学物質ハザード情報、労働現場での有害化学物質の曝露アセスメント、これらの物質に曝露された労働者の中毒事故臨床例や疫学的研究の成果などが蓄積・精選され、それらの成果がMSDSに盛り込まれ、末端のMSDS利用者に活用されることを期待します。

化学物質のハザードと有害化学物質に曝露される労働者のリスクに関する正確な情報の構築はMSDSのコアであり、逆に今回の安衛法改正は、有害化学物質のリスクアセスメントと関連する産業中毒学等の学術分野を刺激し、発展させるものと期待します。

MSDSについての今回の安衛法改正で感ずることは、従前のように約100種類の法規制対象化学物質の作業環境管理・健康管理についてはがっちり規制するが、多くの法規制対象外の有害化学物質の労働衛生対策についてはやや無関心であるという、従来の“ルール・ベース (rule-based)”的な行政方針から、一歩前進して、健康に有害影響をおよぼす可能性のある、非常に多くの化学物質を対象す

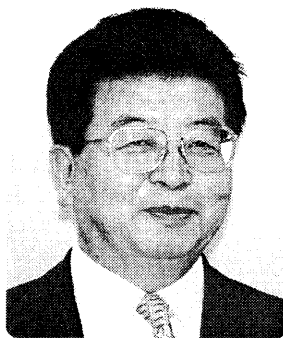
る、積極的な“予防医学的なリスクアセスメント—リスクマネジメント（管理）にもとづいた行政方針を打ち出した点です。ヨーロッパと米国ではリスクアセスメントの概念が異なるようですが、いずれの場合でも的確なリスクマネジメントを展開するためには、正確なリスクアセスメントが必要とされています。

~~~~~

## 義務化は民事請求権の発生

~~~~~

木村 いくつか明確にしておかなければいけないところが3つあります。1つ目は、化学物質の規制という点から申しますと、強行法規で罰則をもってやるべきものについて労働省では、その規制のあり方を見直しを含めてもう一遍見直そうと考えています。今まではどちらかというと、健康



障害が出た、そして、はっきりこういう、例えばガンの問題にしたらガンが出たから規制するとしてきましたが、もっと予防というものを前へ出していこうというように考えております。

予防の段階で規制をするということになりますと、有害性の低い化学物質を有害性の高いものとして規制するというリスクを負うわけです。その中には全く無実の化学物質も入って来る可能性があるということですから、これから規制のあり方を検討するうえで検討していきたいと思うのですが、規制の後に分かった科学的知見により無実になったらアメリカのように規制から外すとか、指針のレベルにしていくことも検討していきたい。そして、動物実験によってガンとかいろいろな毒性が出ているが人に対しては、ガンが発生するかどうかよく分らない段階で規制するとか、化学物質の規制のあり方というものをもう一度見直してみようかというように思っております。

このように予防ということも、もう少し前に出すべきではないかというように思っています。

それから、2つ目は、人材の育成の話ですが、これにつきまして、人材の育成は産医大だけということにはならない。人材の育成は、中央労働災害防止協会もあるし日本化学工業協会である場合もあるし、JETOCである場合もあります。即ち私が考えておりますのは、こういうテキストを使っていたいて、こういう時間でこういう講師でやってくださいということを示しておきまして、そして、それに手を挙げて来る公益団体であれば門戸を広げて一人でも多くやっていただきたいと考えています。

それから3つ目は、もう少し明確にしたいのは、1000物質というのは義務化しているということであり、努力義務ではない。安衛法の段階で努力義務ということになれば、あらゆる化学物質をネガティブリストであげる必要がありますが、義務化となりますとポジティブリストで挙げるしかありません。努力義務と違う。義務化とされているのが1000物質であります。

義務化というのは何かと言いますと、これは法律に書いてあるのにやらなかったという場合は、民事的な請求権が発生するという形になりますから、そういうきちとしたものだから、1000物質については民事的な請求権が出ますよということを明確にする意味なんです。

しかし、今までどおり行政指導としましては、あらゆる化学物質についてMSDSを出していただくという方針は従来どおりだと、それはさきほど申し上げたとおりであります。そこを誤解がないようにしていただきたいということであります。

~~~~~

## リスクアセスメント型の対応

~~~~~

毛利 化学物質管理の基本的な考え方ですけれど、私は、欧州連合型リスクアセスメントの姿勢で取り組んでいくのが一番合理的ではないかと思っていますのですが、その辺りいかがでしょうか。

木村 そのとおりですね。リスクアセスメントは当然必要ですね。会社の中でやらなければいけません。MSDSは、リスクアセスメントするためにはハザード情報というのがこれはもう一番基礎だから、そのハザード情報を渡してください。それで、会社の中でリスクアセスメントをして行うという形をとっております。

毛利 リスクアセスメントのためにハザード情報が要るから、MSDSを大事にしてくださいというのが、理解しやすい説明なんです。

木村 そのとおりで、さきほど話しましたように、MSDSを渡すのが目的ではなくて、法58条の事業者自らが調査して必要な対策を講ずるという、リスクアセスメントですね、会社の中の。それを行うためには何が必要かと言いますと、ハザード情報等が必要だと。ハザード情報がどこを持っているかと言ったらメーカー等の譲渡・提供者が持っている、譲渡・提供者がユーザーよりもたくさん持っている、だからそのハザード情報を渡してください。そして、ユーザーはそのハザード情報を労働者に周知して下さいということです。それから国は化学物質の管理指針を作って、「このようにしてやるんですよ」という方向を示したり、資料の提供等をしていくことにしています。

あくまでも事業場の化学物質のリスクアセスメントをして化学物質の自主管理がきちっとできるようにすることが目的で、あとは全部手段であると考えています。

合間 MSDSで代表されるハザード情報×この作業現場におけるばく露状況ですね。それがイコールリスクアセスメントということになります。

森 外部から提供されるのがハザード情報で、その情報を使って社内でリスクアセスメントをやるというのはこれも非常によくわかります。ただそれを実行する上で必要な自主的管理に関する指針の中には、リスクアセスメントやリスクコントロールの手法に関するようなことというのはどのぐらい盛り込まれる予定なんですか。

木村 あまり細かくすると事業場の実態に合わ

なくなるから、漠としたものにしたいなと思っていきます。そして、実際の現場でどうするかというのは、現場の実態に合わせたリスクアセスメントをしていって対策を講ずることになるかと思います。

毛利 結局は事業者の姿勢ですね。法を消極的に守るか積極的にリスクを見つけて除去するか、そういうところに絡んでくるんでなかなか難しい話ですね。

木村 だから、さきほどお話しました、まず当面は、意欲のある事業者というのをさきほど強調しましたが、意欲のある事業者をまずターゲットにして、意欲のある事業者がいるんだけれどもハザード情報がないとか、どうしていいかわからない、そこら辺を支援していって、そして、皆さんがコンサルタントもそこを入れて行っているいろいろ指導するという形になるんじゃないかと思います。

毛利 こういうふうに話が進みますと、やはり人材育成ということが、大きなキーポイントだということになるわけです。この面での日本の人材育成は、先進工業国に比べるとやはり見劣りがするように思うわけですが、海外のことも大変お詳しい森先生から、伺いしたいと思います。

~~~~~

## 難しいユーザー側での人材育成

~~~~~

森 私は今、外資系の企業の産業医ですので、内部のコンサルタントという形で仕事をしています。産業医科大学を卒業して、その後、環境中毒学の大学院を修了してしまして、化学物質管理についてはある意味で最初は自分の本職にしようと思っていた人間ということでかなりそれ以降も興味を持っています。

現在の仕事は産業医ですが、会社の組織の中では労働衛生の部門を統括して健康管理と労働衛生を一緒にした部門を統括している立場です。米国系の外資系企業ですので、その中にいる労働衛生の担当者のレベルも、いわゆるC I Hに近い実力の持ち主でアメリカのI Hのマスターのコースを卒

業した人間と、化学を専門とする人間という2人の人間を置いて自主的管理でやっている、そういった状態です。

ただ、私は現在の企業に来る前には、2年ほど企業外労働衛生機関で中小企業の産業保健を担当していた、そういった時期がありまして、その当時の中小企業の状態を考えると、自主的管理というものが中小企業の中でどのくらいできるんだろうか、それがうまくいくかどうかは、かなり人材というものにかかっているのではないかなというふうに考えています。

メーカー側が実際に自分のところの業務として人材を育成し、専門スタッフがMSDSを作成するということは非常にしやすいと思います。しかし、ユーザー側は、そのために人員を割くというのは非常に難しい状況で、新たな枠組みの担当者を置くというのはまず難しいだろう。つまり50人以上の事業所において現在の枠組みの産業医と衛生管理者を中心とした産業保健組織、安全管理者も含めての組織以外の新たな枠組みを作るということはかなり難しいだろうと感じています。

例えば健康増進にしても、体力づくり小委員会を作るという形の指針が出ていますけれども、それも結局、安全衛生委員会の下部組織として同じような枠組みで作っていくという流れです。

また、実際に職場を回って不具合があるかどうかということで行われる職場巡視というものも、産業医と衛生管理者で行われますし、衛生管理全体が現在の法的な枠組みでもその産業医、衛生管理者に負わされていますので、この人たちが現在、どのぐらいの知識・能力があって、さらに今後、自主管理を行うことができるレベルに能力が上がっていくのかということが重要なポイントだと思います。

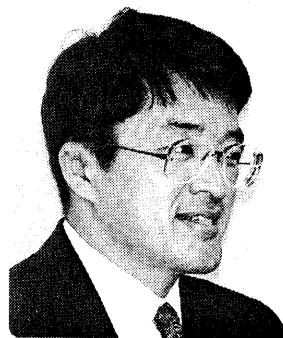
現在の教育レベルを考えますと、衛生管理者、特にこの場合、有害物を扱っておりますので、第一種の衛生管理者ということになるかと思いますが、試験を1回通ればよいというレベルです。それから、産業医につきましても、日本産業衛生学会の専門医という別の制度がありますが、実際

に中小企業でされている先生方というのは、50時間の講習を受けた日本医師会認定産業医です。その50時間の中には、健康管理、健康診断に関わること、健康増進に関わるのがかなりの部分を占めていますので、この現状で、化学物質のマネジメントシステムがあって、その中にリスクアセスメントを行い、そのリスクに応じて健康影響を除去していくというようなことを自主的に行っていくには、今の人材では非常に厳しいという感じがしています。

唯一可能性があるのは、現在の認定産業医の制度の中で、認定を更新していくときには、更新研修に必ず法律に関する内容を実際に入れなければいけないということです。そういったところを活用して、研修のレベルを高めていくのが一つの方法かなと思います。

外部専門家の必要性

森 ただ、これは会社内部の人材だけを考えての話なんですけれども、やはり、より専門性の高い外部のコンサルタントの利用を考える必要があると思います。さきほど毛利さんのほうから出ておりました日米の比較ということになるかと思います。



私自身、社内にインダストリアルハイジーンの専門家がいますので、彼らの専門知識と専門家としての意識が非常に高いということを実感しています。やはり今後、日本の現状でいきますと多分、労働衛生工学のコンサルタントにその部分を期待する部分は大きいんだと思います。しかし、これが国全体の制度になっていくときに現在の人員で足りるか。または、その労働衛生工学コンサルタントの専門性は十分なのか。そういったところの部分を見直しをしていく、または考えていく必要があるのではないかと

感じます。

50人以上の事業所でもこのぐらい難しいのに、この問題をさらに50人未満の事業所に枠組みを広げていったときにどうなるんだろうか、とっても難しいなと思います。

さきほど木村課長は、「意欲のある事業者」ということで最初に焦点を絞られていますけども、実際に私たちが企業の中で産業保健をやったり、または中小企業の健康管理をやっていたときも、事業者の意欲を高めさせるというのも中にいる産業医とか衛生管理者の大きな仕事だなということを感じています。

そういった人材がいない50人未満の事業所で、事業者の意欲を高めて外部の産業保健推進センターまたは地域産業保健センターを利用するという気にさせるまでの部分を誰がやるんだろうかと、そういったところも大きな課題だと感じております。

自主管理をやるうえで、化学物質情報に対する法的な責任というのが出てきて、メーカー側にとってこの対策を推進するというインセンティブというのは、今の環境問題と同じように、今後出てくると思うのですけれども、ユーザー側が自主管理をやっていくというインセンティブ、ただ従業員の健康を守るというだけじゃない以外のところにどんなものがあるんだろうか、そういったところもひとつ考えていく必要があるのではないかなというふうに感じております。

有害性周知の重要性

木村 今、何点か申されましたが、私が期待しておりますのは、ごみ焼却炉のダイオキシン類調査を行ってきたときに感じたのは、「こういう毒性があるのなら早く知らせていただければマスクをしたのに、そういうことを知らせてくれなかったからこうなった。そういう毒性をもっと早く知っていたかった」と。これは下請けの小さな会社の労働

者も言っているわけです。

また、昨年、ジクロルエタンの液中に入って作業していたところ、その急性中毒で亡くなられた人も何人かおられますし、それから、水槽のタンクの内部で有機溶剤のペイントを塗って、急性中毒で亡くなられた人もおられます。

そういうことを見ますと、知らないんですね。「有機溶剤をそういう密閉されたところで多量に吸入すれば急性中毒になりますよ」ということを知らないわけです、何も教えていない。

これからは、「この化学物質はこうですよ、こういう毒性がありますよ、これは十分な換気を行い、かつ、防毒マスクをしないと大変ですよ。こういう濃度ではこうなりますよ」と、そういう正確な情報を労働者に知らせることが一番大切なことです。

そうすれば、労働者は「こんな毒性のあるものならこういうふうにしたい」と自分で考えるだろうし、そして、会社の人に「防毒マスクをください」とか、「ここを環境改善しないととても心配で仕事できません」とか、そういう話になるでしょう。

だから私は、法101条の第2項によって、MSDSを労働者に周知すると、そこで働く一人一人の労働者がその気になっていくだろうと思っています。企業の大小に関わらず労働衛生対策が進むと思うのです。

森 労働者の意識が高まるということですね。

木村 そうです。会社の経営のためには労働者が働いてくれないとできませんから、そこから動くと考えられます。

メーカー・ディーラーの役割

木村 それから、誰が労働者を教えるんだという最終的にはメーカー、譲渡・提供者だと思います。

例えば、自動車売る場合を想定しますと、性

能とかそういうものが説明できなくては商売になりません。

同じように、化学物質を売る場合、MSDSを渡したときに「説明してくれ」と言ったら「わかりません」じゃいかんわけです。

だから基本的には、譲渡・提供者は、相手方に説明を求められたら「いつでも説明してあげますよ」ということでないといけないだろう。最終的に、データはMSDSを作った人の電話番号を書いていますから、そこへ電話がかかってくるんだと思いますね。

製造したメーカーというところがわかりやすい解説するようなものを作るとか、そういうことをすることが譲渡・提供者に求められるということで、最終的にはメーカーがわかりやすいものを作って説明するという体制が必要ではないかと思っています。

それからもう一つ、50人未満の話なんですけど、私は、50人未満とか小さいところは熱心じゃないんだらうと実は思っていたんですが、非常に両極端ありましてね。非常に熱心な会社もあるんです。大企業は大体平均点の70点ぐらいとっているが、中小企業はオーナー社長のやる気一つで満点でやっているところもある。したがって、小さなところはいちがいに意欲がないとはいえませんが、ものすごい熱心なところがたくさんあります。

今回の安衛法の改正では、その期待しているのは譲渡・提供者の説明ぶりということになりますし、労働者の周知がどの程度なされるかということです。そこから企業の大小にかかわらず動くのではないかというふうに思っております。

最後に、労働安全・衛生コンサルタントの件ですが、このままではMSDSや化学物質の自主管理についてなかなか難しい場合があるかと思うので、コンサルタントが人材育成の研修を活用して勉強されるとよいのではないかと思います。

ハザード情報の内容

毛利 ハザード情報なんですが、プライオリティを付けて、「ここが大事だよ」ということを教えてあげる必要があるんですね。

合間 私さきほどもちょっと言いましたけれども、MSDSを少し誤解されているところがあると思うのです。

例えば、データばかりたくさん書いてあるけれども、そのデータがどういう意味を持っているかということについて何も説明がないとか、どこが本当に危なくてここは気



をつけないといけないのか、「ほとんど危なくないけれども、この点だけは危ない。水をかけたら何か起こる、そこだけ危ないんだ」というそのポイントがない。

毛利 そうなると、どの物質でも全部同じように大変危ないということになってしまうわけです。そうするとMSDSの存在する意味がかえってなくなってしまいます。そういうことは、避けないといけないですね。

森 さきほど、製造メーカーのほうで協力的に化学物質情報を伝えていくという責任もあるだろうというお話があったんですけども、メーカーとユーザーの間には問屋などが介在します。私が今、所属している会社というのは、化学物質のユーザーでありメーカーなんですよ。

例えば潤滑油の販売の場合に、潤滑油の指導者、販売員を養成して資格を持たせて販売にあたらせる。こんなような問屋などの販売員がユーザーに統一的に情報提供するための社内教育は、化学工業協会ではどのように実施していますか。

合間 さきほどレスポンシブルケアという言葉が出ましたけれども、ある意味で、プロダクトスチュアードシップと言いまして、化学製品のメー

カーが最終ユーザーまでどういう取り扱い方が不安全なのかという情報を伝え、危ない取り扱いを避けるように、その流通段階を経て最終的に使用する企業まできちんと責任を持つべきであるというのがプロダクトシュアードシップという概念なんですけれども、これをやっぱり考えるべきであると思うのです。

MSDSと別に、「ユーザーがたぶんこういうふうに使っだろう。そうした場合にはこういうふうにしたらいけませんよ。」というある程度のメーカーが予想できる範囲のリスクを、流通業者を通して取り扱い業者に知らせるべきであるという考えを持っています。

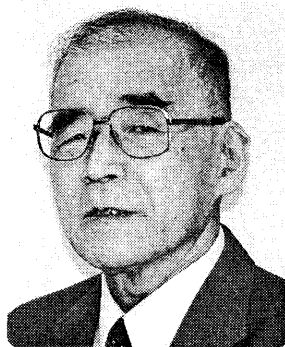
実際の使われ方はユーザー毎に違うわけですが、「でも、こういう用途に多分使うだろうとメーカーが想定している部分については、事前にリスクアセスメントをメーカーなりにしようではないか」ということです。その情報を伝えていくべきと考えています。

~~~~~

## コンサルタントへの期待

~~~~~

毛利 時間も残り少なくなりました。今までにもたびたび話が出ていますが、今度の法改正によって、この機関誌の読者であるコンサルタント会の会員にどのような活躍の場がでてくるだろうかということを、森先生からお願いします。



森 私の立場で安全とか労働衛生工学のコンサルタントの方々に「こうあるべきだ」というのは言う立場にはありませんので、一番多分会員数の多い保健衛生のコンサルタント、または多くの方は保健衛生コンサルタントは産業医という立場で働いていらっしゃる方が多いので、そういった方々についてということになると思います。

私自身、たまたまそういった部分の勉強をした

ということで、この化学物質についての興味というものはありますけれども、多くの場合、産業医の仕事はいわゆる健康管理で、職場の労働衛生の管理は別のグループに任せていると、そういう枠組みで考えられているのが現状と思います。

その一つの原因として、今までの化学物質の管理、例えば実際にすでに有害性が高いと言われている物質で、リスクアセスメントからリスクコントロールまですべて規則に書かれているような物質の管理の仕方というのは、「リスクはリスクで評価しましょう、リスクの評価の結果に関わらず健康診断をやりましょう」という形でやっていたので、相互の情報交換が必ずしもなくてもそれぞれが勝手にやっけていてもうまくいっていたというのが今までの現状だったんじゃないかと思っています。

ところが今回は、化学物質を自主管理をやろうと、それに対してリスクアセスメントをきちんとやっけて、その結果を正しく把握しながら、この物質については健康障害を起す可能性があるから、産業医や保健衛生のコンサルタントの立場からアドバイスをしようという全体のリスクマネジメントの流れが出てくるわけです。保健衛生の人が化学物質は知らない、職場の有害物は知らないよということでは管理はできないだろうと思っています。

やはり私は、職場に存在する有害要因に関しては、労働衛生工学的な部分が川上にあって、いわゆる産業医学の部分が川下にあるという流れの全体を、双方が全体的な部分をつかみながら自分の役割を果たすということが非常に重要だと思っています。今後は保健衛生といえども、その辺りの興味を持ち責任を持っていく必要があるんじゃないかなというふうに考えています。

合間 私も、コンサルタントというか、産業医の方に希望があるのですが、応急措置について産業医の方にぜひこれをご指導いただきたいのです。応急措置に「普通はこう書いてありますよ」というのは、だいたい欧米の資料からの受け売りでして、本当にそれでよいのかというのは非常に私ながら疑問を持ちながら対応しています。例えば酸とアルカリがあったときに、アルカリが

目に入ったらもう相当徹底的にやらないと失明する恐れがある。硫酸だったら、それほどではない。その辺の書きぶりが、私が何社かのものを見た範囲では同じように書いてあるのですよ。ただ「15分以上洗いなさい」とかね。

そういったことを含めて、MSDSの内容の充実化と、それを職場の労働者に教育する立場の方と、労働者が見てわかりやすいMSDSであれば、「アルカリが入ったらとんでもないことになるから、これはもう水で洗って救急車呼んでお医者さんで治療を受ける」といったところまで考えられれば、もう保護眼鏡なしには使えないというのが必然に出てくるはずなので、その辺についてご指導していただきたいと思います。

毛利 木村課長からコンサルタントへの要望とこのようなことがございますか。

木村 MSDSは労働衛生コンサルタントだけではなく、労働安全コンサルタントも参加してやるべきだと思うのです。例えば安全コンサルタントで化学を専攻したコンサルタントがおられますから、これはもう十分化学的知識がありますから、そういう方はもうぜひ勉強して欲しいなというふうに思っています。

規制されている化学物質は、その法律を調べて、また指針を調べて、そのとおりやっているかどうかをチェックして直していけばいいのですが、自主管理の場合はフレキシブルで、あるべき方向が示されているだけで、具体的にどうするか、リスクアセスメントしてリスクコントロールをどうするかというものが事業場によって千差万別ということになります。

そこでコンサルタントらしい仕事ができるのではないかというように思っています。

それから、コンサルタントは他人の求めに応じ報酬を得て行うわけですから、そうすると、そのコンサルタントを受けて、「報酬を渡していいほど良い指導を受けたな、付加価値があるな」と評価される必要があります。例えばお金を払った、「それに十倍ものことが跳ね返ったよ」と、要す

るにその付加価値をどれだけ付けるかということですから、それはコンサルタントのプロとしての仕事になると思います。

毛利 そのプロらしい仕事をするには、化学物質の管理というのは大変良い分野だと思います。

それではおしまい、それぞれ言い残されたことがあれば、お願いします。いかがでしょうか。

第二世代への出発点

合間 いわゆるMSDSという問題が今後、法規制という中で今後動きだすようになりますし、数年前までは行政指導ということだったので、これが第二世代の出発点であるというふうな感じがしまして、これには行政と産業界と産業医と、それから、関係する方がたくさんあると思うのですが、この目的は、みんな怪我するのはまずいですし、病気になるのもまずいですから、これを一体になって進めていくべきであるということで、各それぞれのセクションが協力し合ってお互いにコミュニケーションをよくとりあいながら進めていくのが私は大事ではないかと思うのです。

その意味で、産業界としては十分ご協力したいと思います。

木村 来年の4月1日から施行になりますけれど、スタートから時速100キロで走るわけにまいりませんので、これから日化協とか、コンサルタント会とか関係団体、それから各省庁で十分な連携をとって、展開したいなと思っております。

毛利 まだまだお話しいただきたいことはたくさんありますが、時間がきてしまいましたので、この辺で終わりにさせていただきます。

今回の安全衛生法改正の中での、化学物質に関しての内容や行政の考え方、コンサルタントの役割などを会員みなさんにご理解いただくために役立つことを期待しています。

長い時間をどうもありがとうございました。